

---

---

# 緑化協議の手引き

---

---

樹木や草花のみどりは、人々の生活にうるおいや安らぎを与え、快適な都市環境を形成する上で重要な役割を果たしています。なかでも工場や事業場の緑化は、大気の浄化・ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透の促進など地域環境を維持・改善するとともに、従業員の勤労意欲の増進や企業イメージの向上にも寄与するものと考えられます。

名古屋市では「緑のまちづくり条例」において、事業者の責務として、工場・事業場の緑化を義務づけています。特に敷地面積が1,000m<sup>2</sup>以上の工場・事業場について、建物を新築・増築・改築しようとする場合には、敷地内の緑化計画について、市との協議が必要となります。協議の具体的内容は以下に掲げるとおりですが、事業者の方々には、条例の趣旨や緑化の意義・必要性を十分理解していただき、積極的に緑化に努められますようお願いいたします。

## 1 協議が必要な場合

敷地面積が1,000m<sup>2</sup>以上の土地において、工場・事業場を新築・増築・改築しようとする場合は協議が必要です。緑化協議の対象となる工場・事業場とは、官公庁・工場・会社の事務所・店舗・ホテル・学校・病院・倉庫・立体駐車場などをいい、事業用建築物のほとんどが含まれます。

## 2 協議が不要となる場合

以下の各号にあてはまる建築行為については協議が不要となります。

- (1) 主として居住の用に供する住宅（居住の用に供する部分の延べ面積が同一の敷地内にある建築物の延べ面積の2分の1以上である建築物）
- (2) 給油所
- (3) 仮設建物
- (4) 既設の駐車場に付属する事務所・詰所などの小規模建築物
- (5) 増築又は改築する部分の面積が100 m<sup>2</sup>以下の場合

## 3 協議の時期及び方法

- (1) 協議の時期：建築確認申請（計画通知）の約1週間前まで
- (2) 協議先：名古屋市緑政土木局緑地部緑地計画課緑化指導審査係
- (3) 提出書類：緑化協議書・緑化計画概要書・付近見取図・緑化計画図（着色）・緑化面積計算表・屋上緑化及び壁面緑化資料
- (4) 提出部数：各2部（正・副）。後日副本を返却するとともに、建築確認申請のために緑化協議調書を発行します。

#### 4 緑化面積の割合（緑化率 = 緑化面積 ÷ 敷地面積）

次に掲げる緑化率を確保して下さい。

用途地域	新築・全部改築	増築・一部改築
商業・近隣商業地域以外の地域	10分の2以上	10分の2以上を目途
商業・近隣商業地域	10分の2以上を目途	

1 敷地内に屋外の運動場（野球場・陸上競技場・テニスコート・水泳プール等を含む。）がある場合は、緑化率を定める敷地面積からその面積を控除する。池・噴水等も運動場に準ずる。

2 敷地内の用途地域の種別が2以上ある場合は敷地面積の大きい方の種別を適用する。

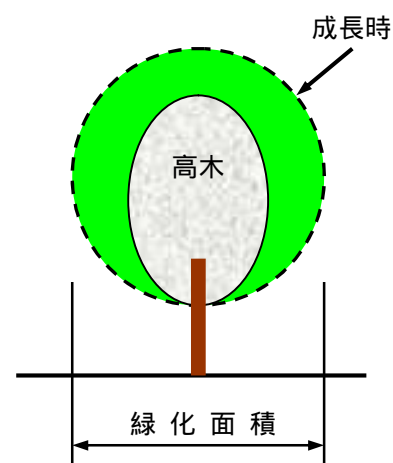
#### 5 緑化面積の算定

##### (1) 地上の緑化面積

原則として、成長時の樹木等の樹冠が地上部分に投影して得られる合計面積とします（右図参照）。

縁石・壁・柵等により区画された植栽帯に相当数の樹木・芝等を植栽する場合には植栽帯の面積とします。ただし、高木については1本あたり5 m<sup>2</sup>、中木については1本あたり1.5 m<sup>2</sup>を緑化面積に含めることができます。

樹木を単独の植え柵で植栽する場合は、高木については1本あたり概ね10 m<sup>2</sup>、中木については1本あたり概ね3 m<sup>2</sup>とします。



##### (2) 屋上の緑化面積

樹木・芝等を植栽した植栽基盤の面積とします。高木と中木については上記(1)の適用に準じます。

##### (3) 壁面等の緑化面積

壁面等の緑化とは、つる性植物等により建物・塀・フェンス・石積などを緑化するものです。また、生垣についても、壁面等の緑化に含めることとします。壁面等の緑化面積は成長時に被覆する面積とします（高さ×延長）。ただし、地上部に植栽し壁面等を緑化する場合及び生垣の緑化面積の算定は高さ1.5 mを上限とします。

##### (4) プランター等による緑化面積

プランター等による緑化面積は、容量が100リットル（例えば縦40cm×横60cm×高40cm）以上のものを対象とし、植栽基盤の面積とします。高木と中木については上記(1)の単独の植え柵の適用に準じます。

## (5) 緑化に準ずるものの取扱い

前(1)～(4)により緑化率を満たすように努めて下さい。やむを得ない事由により緑化率を満たすことが困難と認められる場合は、水循環等の観点から、次の各号に掲げるものを緑化に準ずるものとし、当該各号に定める面積に2分の1を乗じて得られる面積を緑化面積として算入できるものとし、ただし、敷地面積に対するこれらの緑化面積の割合は10分の1を超えることはできません。

- (a) プランター等(100リットル未満のものに限る)による緑化面積
- (b) 透水性舗装並びに砂利・砂・土で敷設された場所(屋外の運動場を除く)
- (c) 保水性舗装及び遮熱性舗装で敷設された場所

## 6 緑化の方法

- (1) 緑化の効果を最大限に活かすために、常緑樹の高木・中木・低木を積極的に植栽して下さい。
- (2) 植栽密度については、高木は1本/10 m<sup>2</sup>、中木は3～5本/10 m<sup>2</sup>、低木は4～9本/m<sup>2</sup>、生垣・つる性植物は3～5本/m、地被植物は16～44本/m<sup>2</sup>を目安に植栽して下さい。
- (3) 「樹木等の植栽について」を参考に植栽計画を考えて下さい。

## 7 緑化計画図における留意点

- (1) 緑化の区域が明確になるように着色のうえ、寸法を記入して下さい。
- (2) 樹種が図面上で分かるように記入し、凡例に数量を記入して下さい。

## 8 緑化面積計算表における留意点

緑化計画図と整合性をもたせ、緑化面積をわかりやすく求積して下さい。

## 9 緑化計画を変更した場合

緑化協議成立後に、事業計画の変更により緑化面積が減少する場合は、再協議が必要となりますので緑化推進課までご連絡ください。それ以外の場合においては緑化完了報告書で報告して下さい。

## 10 緑化完了報告書の提出

工事が完了したときは、すみやかに緑化完了報告書(2部)と緑化完了図面と写真(各1部)を緑地計画課へ提出して下さい。

写真は現地の緑化状況がよくわかるようブロックごとに撮影して下さい。また、透水性舗装等の写真は遠景と接写の双方を撮影して下さい。

## 11 相談・問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3丁目1-1

名古屋市緑政土木局緑地部緑地計画課緑化指導審査係(市役所西庁舎5F)

TEL 052-972-2465(2492) FAX 052-972-4142

E-mail [a2491@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2491@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp)

## 緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号）の抜すい

### （施設等の緑化）

第25条 市及び事業者は、庁舎等及び工場又は事業場（以下「施設等」という。）の新築、増築又は改築をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該施設等の敷地内の緑化をしなければならない。

第26条 前条の規定による緑化を行おうとする事業者は、規則で定めるところにより、当該緑化に関する計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、当該緑化に係る施設等の敷地面積が規則で定める規模に満たない場合は、この限りでない。

2 前項の緑化に関する計画を実施した事業者は、遅滞なく、報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

## 緑のまちづくり条例施行細則（平成17年名古屋市規則第158号）の抜すい

### （施設等の緑化の基準）

第18条 条例第25条の規定による施設等の敷地内の緑化は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 緑化する土地の面積は、次のとおりとすること。

ア 敷地面積が1,000平方メートル以上の施設等の新築又は全部の改築の場合にあっては、その敷地面積の10分の2以上とする。ただし、敷地面積の全部又は過半が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域内にある施設等にあっては、その敷地面積の10分の2以上を目途とする。

イ 敷地面積が1,000平方メートル以上の施設等の増築又は一部の改築の場合にあっては、その敷地面積の10分の2以上を目途とする。

ウ 敷地面積が1,000平方メートル未満の施設等の新築、増築又は改築の場合にあっては、その敷地面積の10分の2以上を目途とする。

エ 敷地面積を拡大し、又は縮小する場合にあっては、拡大又は縮小後の敷地面積に応じ、アからウまでに規定するとおりとする。

オ ア又はエの規定にかかわらず、法令の規定に基づき空地进行を保有する必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合であって、その敷地面積の10分の2以上とすることが困難な場合は、市長が認める数値以上とする。

(2) 緑化の方法は、次のとおりとすること。ただし、これによることが困難な場合には、屋上緑化、壁面緑化その他市長が認める方法によることができる。

ア 緑化は、主として樹木の植栽による。

イ 樹種は、主として常緑樹とする。

ウ 植栽した樹木等は、適正に維持管理する。

### （緑化に関する計画の協議）

第19条 条例第26条第1項の規定による協議をしようとする者は、緑化協議書（第11号様式）、緑化計画概要書（第12号様式）及び次に掲げる図書それぞれ2部を市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 緑化計画図

(3) 緑化する土地の面積の計算書

(4) その他市長が必要と認める図書

（条例第26条第1項ただし書の規則で定める規模）

第20条 条例第26条第1項ただし書の規則で定める規模は、1,000平方メートルとする。

# 樹木等の植栽について

1. 人材を配置するのに“適材適所”という言葉がありますが、樹木を植栽する時にも“適地適木”という概念があります。生育環境にあった樹木を選んで植栽計画を立てることをお勧めします。具体的には次のことに留意してください。

樹木の特性を良く理解する。・・・「緑化用樹木等」参照

形状...成長時の大きさ・樹形など

性質...常緑・落葉、花が咲く、実がきれい、丈夫・枯れやすい、成長が早い・遅い、乾燥に強い・弱いなど

日照条件...日向を好むもの・日陰に弱いもの

日向に弱いもの・日陰を好むもの

維持管理...手間がかかる・かからない(剪定・刈込・病虫害防除・除草・清掃など)

特に植栽場所の日照条件(陽～中～陰)に適した樹木を植えることが大事です。

将来的な成長時の姿を想定する。

維持管理ができるように計画を練る。

駐車場の出入り口など見通しを阻害しないように植栽する。

屋上緑化は日照条件・乾燥・強風に配慮する。

海に近いところでは潮風に耐える樹木を植える。

緑化の効果を最大限に活かすために、常緑樹の高木・中木・低木を積極的に植栽する。

植栽密度については、高木は1本/10 m<sup>2</sup>、中木は3～5本/10 m<sup>2</sup>、低木は4～9本/m<sup>2</sup>、生垣・つる性植物は3～5本/m、地被植物は16～44本/m<sup>2</sup>を目安にする。

植栽時の樹木の大きさは、高木は幹周り18 cm、中木は高さ2 m、低木は高さ50 cm及び生垣樹は高さ1.2 mを目安にする。

2. 樹木は植栽したら完了ではありません。その後の健全な生育を果たすためには植栽の方法と維持管理が重要です。

植栽スペースを十分にとる。

植栽帯の幅員について、低木は50 cm以上、高木は100 cm以上必要です。

土壤改良をしっかり行う。現状土が劣悪な場合は土を入れ替える。

山砂・バーク堆肥・緩効性化成肥料・鶏糞・パーライトなどを混入し、かくはんする。

乾燥を防ぐため植栽帯に雨水が浸透するように配慮する。

土壤改良時に保水材を混入するとよい。

植栽後の養生のためマルチングとしてバーク堆肥を敷くとよい。(厚さ2～3 cm)

植栽帯を人が通り抜けるおそれがある場所は、ロープ柵などで規制する。

つる性植物をフェンスにからませる場合は、テープなどでつるをフェンスに誘引する。

金網・ヤシ繊維マット併用等の補助資材を使って壁面等の緑化をするとよい。

屋上緑化にはいろいろな工法があるため、実績・維持管理方法などを検討し適した工法を選択する。

植栽してから活着するまでの1～2年は特に枯れないように気をつける。

# 緑化用樹木等

(アイウエオ順)

		常 緑 樹	落 葉 樹
樹高 3m 以上 ( 高 木 )		アラカシ、イヌマキ、クスノキ、 <u>クロガネモチ</u> 、クロマツ、トネリコ、シラカシ、ソヨゴ、タイサンボク、 <u>タブノキ</u> 、ホルトノキ、マテバシイ、モチノキ、モッコク、ヤブニッケイ、ヤマモモ、ユズリハなど	アメリカフウ、イチョウ、 <u>イロハモミジ</u> 、サルスベリ、ケヤキ、コナラ、コブシ、サクラ、トウカエデ、ナンキンハゼ、 <u>ハナミズキ</u> 、ヒトツバタゴ、メタセコイア、 <u>ハクモクレン</u> 、ヤマボウシなど
樹高 1m 以上 3m 未満 ( 中 木 )		<u>イヌツゲ</u> 、ウバメガシ、 <u>オトメツバキ</u> 、カイズカイブキ、 <u>カクレミノ</u> 、キンモクセイ、 <u>ゲッケイジュ</u> 、コニファー類、 <u>サザンカ</u> 、 <u>トウネズミモチ</u> 、 <u>ヒイラギ</u> 、 <u>ヒイラギモクセイ</u> 、ピラカンサ、ベニカナメモチ、 <u>ヤブツバキ</u> など	エニシダ、コデマリ、サンシュユ、ハナズオウ、マコミ、マンサク、ムクゲなど
樹高 1m 未満 ( 低 木 )		<u>アオキ</u> 、アベリア、 <u>カンツバキ</u> 、 <u>キャラボク</u> 、 <u>キンメツゲ</u> 、クチナシ、サツキ、 <u>シャリンバイ</u> 、ナンテン、 <u>ハマヒサカキ</u> 、 <u>ヒイラギナンテン</u> 、ヒペリカムヒデコート、ビヨウヤナギ、 <u>ヒラドツツジ</u> 、 <u>マメツゲ</u> など	<u>アジサイ</u> 、シモツケ、ドウダンツツジ、ニシキギ、 <u>ヤマブキ</u> 、ユキヤナギなど
地被植物 ・芝		アガパンサス、オカメザサ、 <u>キチジョウソウ</u> 、クマザサ、コグマザサ、 <u>シャガ</u> 、セダム類、タマスダレ、 <u>タマリユウ</u> 、 <u>ツワブキ</u> 、ヒペリカム・カリシナム、ヒメクチナシ、 <u>フィリヤブラン</u> 、 <u>フッキソウ</u> 、 <u>ヘデラ</u> 類、 <u>リュウノヒゲ</u> など	アークトセカ、 <u>ギボウシ</u> 、シラン、ハナニラなど
つる性植物	壁面 (登はん)	<u>オオイタビカツラ</u> 、 <u>キツタ</u> など	<u>ナツツタ</u> など
	壁面 (下垂)	ツルニチニチソウ、ビグノニア、 <u>ピナンカツラ</u> 、 <u>ヘデラ</u> ・ <u>カナリエンシス</u> 、 <u>ヘデラ</u> ・ <u>ヘリックス</u> など	ノウゼンカツラなど
	フェンス (巻き付き)	カロライナジャスミン、ツキヌキニンドウ、 <u>テイカカツラ</u> 、ビグノニア、 <u>ピナンカツラ</u> 、ムベなど	スイカツラ、テリハノイバラ、トケイソウ、ノウゼンカツラ、モッコウバラなど
生垣樹 樹高 1.2m 以上		<u>イヌツゲ</u> 、カイズカイブキ、カナメモチ、サザンカ、 <u>ネズミモチ</u> 、 <u>ヒイラギ</u> 、 <u>ヒイラギモクセイ</u> 、ピラカンサなど	ムクゲなど

1 太字は陰地に耐えるもの、下線は日照に弱いものです。

2 高木・中木・低木の区分は、維持管理上の仕上がり高さで、高木は 3メートル以上、中木は 1メートル以上 3メートル未満、低木は 1メートル未満を目安とする。